

◎地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

正する法律

(平成二十三年五月二十七日法律第五六号)

一、提案理由(平成二十三年四月二日・衆議院総務委員会)

○片山国務大臣 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方議会議員の年金制度に関する規定を削除することとしております。

第二に、制度廃止時において既に地方議会議員を退職している者に係る給付の経過措置として、退職年金の給付事由が生じ

ている者については、制度廃止前の退職年金の給付を行うこととしております。

第三に、制度廃止時において地方議会議員である者等に係る給付の経過措置として、退職年金の受給資格を満たす者は、制度廃止前の退職年金の支給と掛金及び特別掛金の総額の百分の八十に相当する額の退職一時金の支給のうち、いずれかを選択できることとしております。また、退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の百分の八十に相当する額の退職一時金を給付することとしております。

第四に、退職年金については、年額が二百万円を超える場合には、超える額の百分の十に相当する額を引き下げることとしております。また、退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が七百万円を超える場合には、超える額の二分の一に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額を廃止することとしております。

第五に、制度廃止の方針決定後の平成二十三年一月以降に給付事由が生じた退職一時金については、同月分から平成二十三年五月分までの掛金及び特別掛金の全額を算入することとしております。

第六に、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方

公共団体が負担することとしております。また、地方議会議員共済会は、当該給付を行うため存続するものとし、業務がすべて終了したときに解散することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十三年六月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告（平成二十三年四月三〇日）

○原口一博君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置等を講じようとするものであり、その内容は、

地方議会議員の年金制度に関する規定を削除すること、制度廃止時において既に退職しており、退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の退職年金の給付を行

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

うこと、

制度廃止時における現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たす者については、制度廃止前の退職年金の支給か掛金等の総額の八〇％相当の退職一時金の支給のいずれかを選択できることとし、退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金等の総額の八〇％相当の退職一時金を給付すること、

退職年金に係る給付の引き下げ及び支給停止の強化を行うこと、

施行期日は、本年六月一日とすること等であります。

本案は、去る二十一日本委員会に付託され、翌二十二日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十八日に、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年四月二八日）

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。

一 本法の施行に当たっては、年金受給権者及び現職の地方議

会議員に対し十分な説明を行う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。

二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を別途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

三 旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通ずる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう最大限の配慮を行うこと。

三、参議院総務委員長報告（平成二三年五月二〇日）

○藤末健三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として、廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者等に対する一定の給付措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、年金制度の廃止に伴う地方負担の見通し、地方議会議員の地方公務員共済制度加入を検討する必要性、年金財政の悪化要因、地方議会議員の処遇の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二三年五月一九日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、本法の施行に当たっては、年金受給権者及び現職の地方議会議員に対し十分な説明を行う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。

二、地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を別途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに

に、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

三、旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通ずる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう、適切な財政措置を講ずる等、最大限の配慮を行うこと。

右決議する。